

神奈川県子ども・若者みらい提案実現プロジェクト実施要綱

1 実施目的

神奈川県(以下「県」という。)は、子ども目線を県の施策に直接反映させるため、子ども・若者が提案者となる「子ども・若者みらい提案実現プロジェクト」を実施する。

2 募集する提案

(1) 募集する提案

別に定めるテーマに沿って、子ども・若者の目線で考える社会課題の解決に繋がる提案を募集する。

(2) 募集する提案から除外するもの

次のアからケまでのいずれかに該当すると認められるものは、募集する提案から除外する。

ア 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの

イ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの

ウ 現金給付又は施設整備を目的とするもの

エ 公序良俗に反するもの

オ 提案者の要件を満たさない者が提案したもの

カ 提案方法によらずに提案されたもの

キ 県の施策として既に存在していると認められるもの

ク 事業実施が不可能なもの

ケ その他、県が行う事業としてふさわしくないもの

3 提案者となることができる者

次の(1)から(2)までの全ての要件を満たす者を対象とする。なお、単独でもグループでも提案者となることができる。

(1) 提案日の属する年度の4月1日時点で満6歳以上、満28歳以下の者

(2) 提案日時点で県の区域内に住所を有する者または県内へ通勤・通学している者

4 提案方法

提案者は、原則、別に定める募集期間中に、別紙「子ども・若者みらい提案実現プロジェクト 提案書」に必要な事項を記載した上で、専用応募フォームより送信することにより事業提案を行う。

5 選出方法等

(1) 選出方法

ア 県において提案内容を審査し、プレゼンテーション発表会対象事業を選出する。

イ プレゼンテーション発表会対象事業について、別に定める日程でプレゼンテーション審

査を行う。

ウ 審査会において提案内容及びプレゼンテーション内容を審査し、事業化の調整を図る提案を選出する。

(2) 提案の取扱い

事業内容は、提案の趣旨を踏まえた上で県が修正・変更を行う場合がある。なお、提案内容の審査結果や選出経過などに対する個別の回答は行わない。

(3) 審査の着目点

提案内容の審査は、次のアからオまでの項目に着目して実施する。

ア 先進性…他の自治体のモデルとなる、先進的かつ模範的な取組か

イ 独自性…創意工夫や独自性のある取組か

ウ 有効性…テーマにおけるニーズや課題の解決に対し、効果的・効率的な取組か

エ 発展性…全県的な広がりや県内他地域への波及効果が期待できる取組か

オ 実現性…期間及び金額の規模等を考慮して事業化することが可能な取組か

6 結果の公表

選出された提案(事業化の調整を図る提案)は、審査結果の通知と併せてホームページで公表する。

7 提案の事業化

選出された提案(事業化の調整を図る提案)を既決予算内で実施できるように、提案者を含めて事業化の調整を行う。なお、原則、事業費が 300 万円以内かつ、当該年度内に完了するよう調整を行うものとする。また、調整が完了したのから随時事業として実施する。

8 権利の帰属

本事業において提案されたものに係る権利は、全て県に帰属するものとする。

なお、提案に含まれる発明、実用新案、意匠及び商標に係る産業財産権については、権利者に引き続き帰属する。

9 個人情報の取扱い

本事業により保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)その他所要の規定に基づき、適切に処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年5月 17 日から施行する。